

## ○警察部外協力者表彰候補者の上申について

〔平成25年3月1日監甲達第11号  
石川県警察本部長から部課署長あて〕

対号1 平成25年3月1日付け監甲達第9号「石川県警察の警察部外協力者表彰要綱の全部改正について（通達）」

対号2 平成25年3月1日付け監甲達第10号「石川県警察の警察部外協力者表彰要綱の運用について（通達）」

警察部外協力者に対する中部管区警察局長及び石川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）の行うみだしの表彰について、下記により候補者を上申されたい。

### 記

#### 1 中部管区警察局長表彰

##### (1) 表彰種別

中部管区警察局長感謝状

##### (2) 選考基準

人格識見ともに優れ、かつ警察本部長感謝状（関係団体の長との連名表彰は除く。）を受賞し、次のいずれかに該当する者

ア 防犯、交通安全等の関係団体の役員（地区・県単位ともに理事以上）として、おおむね10年以上その業務に従事した者。ただし、防犯栄誉金章・緑十字金章等を受賞した者は除く。

イ 警察教養、犯罪鑑識等で警察から委嘱され、おおむね10年以上その業務に従事した者

ウ その他多年にわたり奉仕的に警察に協力した者  
（専ら、警察官友の会役員としての協力者は除く。）

エ 現職議員、公務員、元警察職員は除く。

##### (3) 上申要領

主管部長は、それぞれの所掌業務に関連して2人まで候補者を選考し、順位を付して4月5日（金）までに監察官室を経由して上申すること。

#### 2 警察本部長表彰

##### (1) 表彰種別

警察本部長感謝状

##### (2) 選考基準

別紙のとおり

##### (3) 上申要領

ア 所属長は、4月26日（金）までに監察官室を経由して上申すること。

イ 上申枠は、金沢中・金沢東・金沢西・白山の各警察署は2件以内とし、順位を付して上申すること。その他の警察署は1件とする。

ウ 通訳、解剖執刀医等、県下全域で活動する協力者については、その事務を主管する部長が上申することとするが、事前に監察官室に連絡すること。

### 3 その他

- (1) 対号1の別記様式により上申すること。
- (2) 功績については、具体的に記載すること。
- (3) 個人の上申については、履歴書、被表彰者が関係する団体の役員名簿、会則等を添付すること。
- (4) 履歴書については、様式は問わないが、被表彰者の経歴全てについて記載し、経歴の始期・終期を明記すること。  
また、表彰歴等については、受賞年月日及び功労内容を記載すること。
- (5) 団体の上申については、被表彰団体の会則、会員名簿、総会資料等を添付すること。
- (6) 基準日は、平成25年7月1日とする。
- (7) 警察協力章（警察庁長官表彰）については、監察官室で選考の上、上申する。

## 別紙

### 警察部外協力者表彰選考基準 【警察本部長感謝状】

#### 1 警察部外協力者表彰制度の趣旨

多年にわたり、奉仕的に警察に協力し、多くの功績を累積した警察部外の者又は団体に対し、警察本部長がその功労を顕彰して感謝の意を表明しようとするものである。

#### 2 表彰件数

おおむね15件

#### 3 選考基準

- (1) 被表彰者は、人格、識見ともに優れ、次のいずれかに該当する者のうちから警察上多大な功労があると認められる警察部外の者を選考するものとする。
  - ア 生活安全、交通安全等の関係団体の役員として、おおむね10年以上従事した者
  - イ 警察教養、犯罪鑑識等について警察から委嘱され、おおむね10年以上その業務に従事した者
  - ウ 前記に掲げる者のほか、多年にわたり警察に協力した者
- (2) 被表彰団体は、活動目的が建設的で、健全かつ社会的信頼の高いものであって、次の全てに該当する団体のうちから警察上多大な功労があると認められる警察部外の団体を選考するものとする。
  - ア 生活安全、交通安全等の警察活動に協力し、おおむね10年以上継続的に活動している団体

イ 真に活動実績がある団体

#### 4 選考するにあたっての留意事項

- (1) 所属長感謝状（関係団体の長との連名表彰は除く。）を過去に受賞した者又は団体であること。
- (2) 生活安全・交通関係団体の協力者にあっては、防犯栄誉銅章・交通栄誉緑十字銅章を受賞した者であることが望ましい。
- (3) 実働のない、名義だけの団体役員は上申しないこと。
- (4) 原則として、長官連名表彰（防犯栄誉銀章・交通栄誉緑十字銀章等）以上を受賞した者は除く。
- (5) 犯歴者は除く。ただし、反則金程度の交通違反については、交通関係団体の協力者は過去3年以内、その他の協力者は過去1年以内に有する者は除く。
- (6) 現に首長、議員、公務員、警察署協議会委員の地位にある者、及び元警察職員は除く。ただし、嘱託医等専門知識を必要とする分野における協力者についてはその都度検討する。
- (7) 団体にあっては、学童保護立番等の地道な活動を月10回以上行っている団体であって、協力内容が金銭的な援助のものは除く。
- (8) 原則、協力期間については、10年を最低の基準とする。